

## 庄原市自主防災組織活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が定める防災計画に基づき実施する防災活動に対し、予算の範囲内において自主防災組織活動補助金（以下「補助金」という。）を交付し、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災意識の高揚を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民が協同して被害を防止又は軽減し、若しくは火災その他の災害の発生を予防するために自主的に設立された防災組織をいい、市長に庄原市自主防災組織届出書（様式第1号）を提出した団体をいう。
- (2) 防災計画 自主防災組織が災害に際して迅速かつ適切な防災活動を行えるよう当該組織が、あらかじめその活動に必要な事項を定めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の規定による自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業の種類及び対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、庄原市自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動事業
  - ア 庄原市自主防災組織届出書（様式第1号）
  - イ 防災計画書
  - ウ 地域防災活動事業計画書（様式第3号）
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 防災資機材整備事業
  - ア 庄原市自主防災組織届出書（様式第1号）
  - イ 防災計画書
  - ウ 防災資機材整備事業計画書（様式第4号）
  - エ 防災資機材購入見積書の写し
  - オ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第5号)により、不相当と認めるときは、庄原市自主防災組織活動補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該交付申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、またはやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、庄原市自主防災組織活動補助金変更(中止)承認申請書(様式第7号)により、市長に申請し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに庄原市自主防災組織活動補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域防災活動事業

ア 地域防災活動事業報告書(様式第9号)

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 防災資機材整備事業

ア 防災資機材整備事業報告書(様式第10号)

イ 購入資機材の領収書又は請求書の写し

ウ 購入した資機材の写真

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のうちいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市自主防災組織活動補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金を請求しようとする補助事業者は、庄原市自主防災組織活動補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 事業の種類     | 補助対象経費                                                                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域防災活動事業  | 地域の防災活動に要する経費<br>(1) 防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費<br>(2) 防災意識の向上を目的とする活動に要する経費<br>(3) 防災訓練の実施に要する経費<br>(4) 自主防災組織設立準備に要した経費 |
| 防災資機材整備事業 | 防災資機材の購入に要する経費<br>(1) 情報収集伝達用具<br>(2) 消火・防火用具<br>(3) 救出・救護用具<br>(4) 給食・給水用具<br>(5) 資機材収納庫<br>(6) その他防災資機材                    |

別表第2（第5条関係）

| 事業の種類     | 補助率           | 限度額  |
|-----------|---------------|------|
| 地域防災活動事業  | 補助対象経費の5分の4以内 | 3百万円 |
| 防災資機材整備事業 | 補助対象経費の5分の4以内 |      |

備考

- 1 補助金の申請は、各事業につき毎年度1回限りとする。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金限度額は、2事業合わせて3百万円以内とする。